

## 神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金 相談機関の登録についてのQ & A

No.	問	回答
1	事前相談を受けた場合の報酬はあるか	県から事前相談機関への報酬はありません。申請者から報酬を得る場合は、相談前に申請者に条件を明示した上で、相談に応じてください。
2	補助金の申請対象でない事業者からの相談に応じる必要はあるか。	申請対象とならない事業者に対して相談に応じる必要はありません。申請対象とならない事業者に対しては、相談シートを発行しないようにしてください。
3	申請対象となる事業者に相談シートを発行したら、その申請者は採択されるのか。	補助金の申請に係る審査は県が行います。相談シートを発行いただいたからといって、必ず採択されるわけではありません。
4	相談機関としての申請はどのようにすればよいか	別記様式を作成の上、登録手続きホームページからe-kanagawa電子申請にアクセスし、申請してください。
5	申請後、どれくらいで事前相談を受けてよいのか。	申請いただいたら相談を受けていただいても構いません。ただし、要件を満たさないなど、登録されなかった場合は、すべての相談が無効になります。
6	申請後、どれくらいで登録、ホームページに掲載されるのか。	登録申請受付後、概ね1か月以内に登録・ホームページ掲載を予定しています。
7	相談機関になっても、補助金申請はできるのか。	相談機関の方も、要件を満たせば申請は可能です。ただし、別の相談機関に相談し、様式1-5の交付を受けてください。自身が相談者となっている場合、その相談は無効とします。
8	相談機関になっても、補助金申請者からの受注はできるのか。	相談機関の方も、補助対象経費について受注することは可能です。ただし、自身が相談シートを交付した先から受注を受けることはできません。
9	登録にあたり、確認すべき事項はあるか。	申請にあたっては、本登録要領の他、「令和8年度小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金公募要領」「事前相談機関についてのQ & A」等を参照してください。